

## 米沢市広告入り窓口用封筒の無償提供に関する取扱要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、窓口等における市民サービスの向上、経費の削減及び地域経済の活性化を図ることを目的として、市が使用する広告入り窓口用封筒（以下「窓口用封筒」という。）の無償提供に関して、米沢市有料広告掲載の取扱いに関する規程（平成18年米沢市告示第84号。以下「規程」という。）及び米沢市広告掲載基準（以下「基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要項において「窓口用封筒」とは、市が発行した各種証明書等を持ち帰るため及び郵送するために来庁者に提供する封筒であって、民間企業等の広告が掲載されたものをいう。

### (広告の基準)

第3条 広告主及び広告の内容の基準は、規程及び基準の規定によるものとする。

### (広告主)

第4条 窓口用封筒を作製する無償提供者（以下「無償提供者」という。）が募集する広告主は、市内に活動拠点を置く法人その他の団体若しくは個人事業主又はその他市長が認めるものとする。

### (設置)

第5条 無償提供を受けた窓口用封筒は、市役所、置賜総合文化センター、すこやかセンター、各コミュニティセンター、その他市長が指定する場所に設置するものとする。

### (設置期間)

第6条 窓口用封筒の設置期間は、1年間とする。ただし、市長は、無償提供者と協議のうえ、設置期間を変更することができる。

### (無償提供者の募集方法)

第7条 市長は、無償提供者の募集を市広報及びホームページにより行うものとする。

2 市長は、募集に際し、募集期間及び提出書類その他必要な事項について、募集要領で定める。

### (無償提供者の申込み)

第8条 無償提供を希望する者は、前条第2項において定める募集要領に基づき市長に申し込まなければならない。

### (無償提供者の選定)

第9条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、別に定める選定基準に基づき公正に選定し、その結果を無償提供の申込みをしたものに対し、窓口用封筒無償提供者選定結果通知書（様式第1号）により通知する。

(協定書の締結)

第10条 市長は、前条の規定に基づき無償提供者を決定したときは、当該無償提供者と窓口用封筒の作製及び無償提供に関する協定を締結するものとする。

(作製上の注意事項)

第11条 無償提供者は、広告主、広告内容、色、形状等の仕様について、事前に市長と協議し、市長の承認を受けた後に窓口用封筒を作製しなければならない。

2 無償提供者は、広告主の募集に当たり自らが広告の募集者であることを明確にするるとともに、市が広告の募集者であるような誤解を受けることのないように配慮しなければならない。

3 無償提供者は、窓口用封筒の数量並びに納品時期及び場所について市長の指示に従わなければならない。

4 無償提供者は、市の業務内容を窓口用封筒に掲載する場合は、市長の指示に従わなければならない。

5 無償提供者は、優先的に市内に本社、支社、営業所、店舗等を有する企業又は事業者等の広告を掲載するよう努めなければならない。

(広告主及び広告内容の審査)

第12条 市長は、前条第1項の承認を行うにあたり、必要があると認めるときは、広告主及び広告内容について、規程第9条第1項の規定により設置された米沢市広告審査会に諮るものとする。

(問題発生時の対応)

第13条 無償提供者は、窓口用封筒の内容に関する苦情その他の問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意をもって速やかに解決に努めるものとする。

(広告内容等の変更)

第14条 市長は、広告主又は広告内容が規程、基準その他法令に違反していると認めるとき、若しくはそのおそれがあると判断されるときは、無償提供者に対して広告内容等の変更を求めることができる。

(取消し)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、無償提供者の決定を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(2) 指定する期日までに窓口用封筒の納入がないとき。

(3) 前条の規定による広告内容の変更を無償提供者が行わないとき。

(4) 無償提供者が虚偽の申請をしたとき。

(5) 書面により無償提供者の決定の取下げの申し出があったとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、窓口用封筒を提供することが不適切であると市長が判断したとき。

2 前項の規定により無償提供者の決定を取り消した場合においては、市長は無償提供者に対し、その賠償の責めを負わない。

(広告収入)

第16条 窓口用封筒の広告収入は、無償提供者の収入とする。

(経費の負担)

第17条 窓口用封筒の作製及び無償提供に要する費用は、すべて無償提供者の負担とする。

(その他)

第18条 この要項に定めるもののほか、窓口用封筒の作製及び無償提供に関して必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附則

この要項は、平成25年8月30日から施行する。

附則

この要項は、平成28年11月17日から施行する。

附則

この要項は、平成29年11月15日から施行する。